

豊川市告示第72号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定による愛知県知事の令和8年度地籍調査に関する事業計画の決定に基づき、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月29日

豊川市長 竹本幸夫

1 事業計画が定められた年月日

令和8年5月15日

2 調査を実施する者の名称

豊川市

3 調査地域

御津町御馬中

御津町御馬南

上宿2

4 調査期間

令和8年5月29日から令和9年3月31日まで